

ワーク・ライフ・バランス及び公共調達等関係資料

- 参考資料① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議） 1
- 参考資料② 仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議）（抜粋） 5
- 参考資料③ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針（平成 26 年 8 月 5 日男女共同参画推進本部決定）（抜粋） 6
- 参考資料④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（抜粋） 8
- 参考資料⑤ 「女性活躍加速に向けた重点方針 2015」（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部）（抜粋） 9
- 参考資料⑥ 公共調達の契約方式について 10
- 参考資料⑦ 公共調達の実績（平成 25 年度 契約金額及び件数に関する統計） . 11
- 参考資料⑧ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組 12
- 参考資料⑨ 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 15
- 参考資料⑩ 「「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る議論の取りまとめ（平成 24 年 12 月基本問題・影響調査専門調査会）（抜粋） 16
- 参考資料⑪ 公共調達関係法令 20

参考資料① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

（多様な働き方の模索）

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

（多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性）

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

〔明日への投資〕

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活

の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながるものがないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

参考資料② 仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成 22 年 6 月 29 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議）（抜粋）

（3） 国の取組

（総論）

- ・ 顕彰制度や企業の取組の診断・点検を支援すること、次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク（くるみんマーク）の周知等により、積極的取組企業の社会的な評価を推進する。
- ・ 公共調達において、契約の内容に応じ仕事と生活の調和に積極的に取り組む企業を評価する取組を推進する。

参考資料③ 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針 (平成 26 年 8 月 5 日男女共同参画推進本部決定) (抜粋)

1. 基本的な考え方

日本経済の持続的な成長を促進するためには、我が国最大の潜在力である女性の力を最大限発揮させることが重要であり、政府としては、「2020 年 30%」の目標の実現に向け、女性の活力が十分生かされるよう、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含めた、実施可能な施策を多面的に講じていく必要がある。

その一つとして、公共調達及び補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）等の対象となる補助金等をいう。以下同じ。）の分野におけるポジティブ・アクション等が考えられるが、その実施の際には、憲法の平等原則との関係を踏まえつつ、公正性及び経済性の確保等、対象となる公共調達及び補助金の各制度が本来達成すべき目的が阻害されないよう配慮する必要がある。

本取組指針は、上記を踏まえ、公共調達及び補助金の分野において、公正性及び経済性を確保しつつ、現行法の枠組み内において認められ得る女性の活躍推進を図るための方法及び対象範囲を可能な限り明確化することにより、以下に掲げる内容について、可能な範囲での各府省における自主的な取組を促進するとともに、これらの取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的とするものである。

2. 公共調達

(1) 総合評価落札方式等において積極的に評価すべき事業

例えば以下のようなものが考えられる。

- ① 男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス（以下「男女共同参画等」という。）に関連する調査、広報及び研究開発事業について総合評価落札方式や企画競争による調達を行う際、男女共同参画等に係る取組状況を評価項目として設定する。
- ② 女性が重要な対象である広報事業等について総合評価落札方式や企画競争による調達を行う際、女性が経営に参画している企業（以下「女性経営企業」という。）や男女共同参画等に取り組む企業を評価する。

※ 不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価を行うことが求められる。

(2) 発注先候補となる機会の増大

以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業に対し、調達案件の把握方法を知らせる等の啓発活動を行う。
- ② 指名競争入札による調達を行う際、指名基準に該当する企業に男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業がある場合には、指名先に含める。
- ③ 少額随意契約の際、男女共同参画等に取り組む企業や女性経営企業を見積

先に含める。

※ 不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、男女共同参画等に取り組む企業等を的確に把握することが求められる。

(3) 女性の活躍推進等に関する取組状況の報告等

以下のような取組を行うことが考えられる。

① 入札又は契約締結等の際に、発注先企業の決定に影響を与えないことを前提に、企業による女性の活躍推進に関する取組状況等について、様式を示した上で任意の報告を求めるとともに、同意が得られた企業について、女性の活躍推進に関する取組状況の報告内容を一元的に公開する。

② 入札等の機会を利用し、女性の活躍推進等に関するパンフレットの配布等により企業の理解を求める。

※ 上記取組を行う際には、事業の目的及び内容や発注者及び企業の負担等に配慮した仕組みを構築することとする。

(4) 納期の設定に際しての留意事項

発注に当たり、要求される業務の量・水準に比し、極端に短い期間の納期を設定することは、経済性の観点からも望ましいことではないため、計画的な発注により十分な納期を設定するよう配慮することが適当である。

3. 補助金

(略)

4. その他

(1) 各府省による取組状況の公表

毎年度、各府省による取組状況を内閣府で取りまとめ、公表する。

(2) 今後の検討事項

上記2.及び3.で挙げた項目については、現時点で公共調達及び補助金に関して考えられる取組を挙げたものであるが、当該項目に当てはまらない場合についても、財務省を含む関係府省と調整の上、適当と認められる案件については、積極的に取り組むことが考えられる。

(3) その他

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、本取組指針の円滑な実施を図るため、本取組指針の実施要領を定め、各府省に提示するものとする。

参考資料④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（抜粋）

（基準に適合する一般事業主の認定）

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第六項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

（国等からの受注機会の増大）

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

参考資料⑤ 「女性活躍加速に向けた重点方針2015」(平成27年6月26日
すべての女性が輝く社会づくり本部)(抜粋)

3. 女性活躍のための環境整備

(2) 長時間労働の削減等の働き方改革

- ③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

参考資料⑥ 公共調達契約方式について

一般競争入札	最低価格落札方式	<p>予定価格以下で最低価格の入札者を契約の相手方とする方式。</p> <p>恣意性を排し、経済性を追求する観点から、公共調達においては原則として当該方式を取るべきこととされている。</p>
	総合評価落札方式	<p>価格及び性能等を総合的に評価し、国にとって最も有利な者を契約の相手方とする方式。</p> <p>調査、広報、研究開発等、契約の性質・目的から価格以外の要素を考慮することが適当なものが対象となる。</p>
指名競争入札	最低価格落札方式	<p>国が指名した業者の間で競争入札を行い、契約の相手方を決定する方式。</p> <p>契約の性質・目的から競争に加わるべき者が少数である場合や、予定価格が一定金額（200万円等）以下の場合等が対象となる。（最低価格落札方式・総合評価落札方式の区分については、一般競争入札と同様）</p>
	総合評価落札方式	
随意契約	競争性のない随意契約	<p>契約の性質・目的が競争を許さない場合や、予定価格が一定金額（100万円等）以下の場合等が対象となる。</p>
	企画競争	<p>複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行い、最も優れた提案を採用する方式。（契約限度額は予め提示する）</p>

（内閣府作成）

参考資料⑦ 公共調達の実績（平成 25 年度 契約金額及び件数に関する統計）（単位：件、億円）

区分	件数		金額	
		割合		割合
競争契約	93,113	63%	51,781	63%
うち公共工事等 小計	36,581	25%	37,220	45%
物品役務等 小計	56,532	38%	14,561	18%
一般競争契約	80,175	54%	46,178	56%
うち公共工事等	25,063	17%	34,585	42%
物品役務等	55,112	37%	11,593	14%
指名競争契約	12,938	9%	5,603	7%
うち公共工事等	11,518	8%	2,635	3%
物品役務等	1,420	1%	2,968	4%
随意契約	55,382	37%	30,374	37%
うち競争性のある契約方式 小計	32,724	22%	14,161	17%
競争性のない随意契約 小計	22,658	15%	16,213	20%
うち公共工事等 小計	5,220	4%	1,570	2%
物品役務等 小計	50,162	34%	28,803	35%
所管公益法人等との随意契約	15,435	10%	16,320	20%
うち競争性のある契約方式	10,973	7%	7,644	9%
競争性のない随意契約	4,462	3%	8,675	11%
うち公共工事等	1,811	1%	496	1%
物品役務等	13,624	9%	15,824	19%
所管公益法人等以外の法人等との随意契約	39,947	27%	14,054	17%
うち競争性のある契約方式	21,751	15%	6,517	8%
競争性のない随意契約	18,196	12%	7,537	9%
うち公共工事等	3,409	2%	1,074	1%
物品役務等	36,538	25%	12,980	16%
合計	148,495	100%	82,155	100%
うち競争性のある契約方式 合計	125,837	85%	65,942	80%
競争性のない随意契約 合計	22,658	15%	16,213	20%
うち公共工事等 合計	41,801	28%	38,790	47%
物品役務等 合計	106,694	72%	43,365	53%

(注1) 件数及び金額は、平成 25 年度に締結した支出原因契約（少額随意契約等を除く）。

(注2) 計数は、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

なお、計数は、精査により変動する場合がある。

(注3) 割合は、合計に対するそれぞれの計数の占める割合を示す。

(注4) 「所管公益法人等」とは、随意契約に関する統計で区分する所管公益法人、独立行政法人等、特殊法人等及び特定民間法人等をいう。

(注5) 「所管公益法人等以外の法人等」とは、「所管公益法人等」以外の法人又は個人をいう。

(注6) 「公共工事等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条に規定する公共工事並びに当該公共工事に係る調査及び設計業務等をいう。

(注7) 「物品役務等」とは、統計の対象となる契約から「公共工事等」に係る契約を除いたものをいう。

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組 (1)

I 公共調達 (平成26年度実績)

入札

国

- ①男女共同参画・WLBに関する調査、広報、研究開発事業
- ②女性が重要な対象である広報事業
- ③受注機会の増大等を実施した事業、取組等

企業

- 男女共同参画の推進
- WLBの推進

評価

1 件数・金額

	平成25年度(①)	平成26年度(①+②)
実施府省数	6 府省	6 府省
事業数	25 事業 (内総務省 2、厚労省 1、農林水産省 1、経産省 1、国土交通省 1、文部科学省 1、内閣府 1、総務省 1、厚労省 1、農林水産省 1、経産省 1、国土交通省 1、文部科学省 1)	36 事業 (うち、①32事業、②7事業) (うち3事業は重複) (内総務省 2、厚労省 1、農林水産省 2、経産省 1、国土交通省 1、文部科学省 1、内閣府 1、総務省 1、厚労省 1、農林水産省 1、経産省 1、国土交通省 1、文部科学省 1)
契約金額	約6億2800万円	約10億3900万円

● 事業数が1.4倍増
● 契約金額が1.7倍増

※ 総合評価落札方式及び企画競争で男女共同参画等に関する評価項目を設定した事業

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組 (2)

2 事業の内訳 (①及び②)

実施機関	総合評価落札方式及び企画競争で男女共同参画等に関する評価項目を設定した事業
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・子供・子育て支援新制度に係る効果的なマスメディア展開に関する業務 ・仕事と生活の調和推進のための啓発のあり方に関する調査研究
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の採用拡大等国家公務員の採用に係る広報 ・勤務時間管理の手法の調査研究
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの普及促進に向けた調査研究
厚労省	<ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・アクションの促進及び両立支援に関する総合的情報提供事業 ・仕事と介護の両立支援事業 ・中小企業のための育休復帰支援プラン導入支援事業 ・母性健康管理推進支援事業 ・女性就業支援全国展開事業 ・働き方・休み方改善指標の活用・普及事業 ・地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業 ・特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度普及のための広報 ・時季を捉えた年次有給休暇取得促進に係る広報事業 <p style="text-align: right;">ほか14事業</p>
農水省	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者による検討会及び表彰 ・教育ファーム実態調査・普及推進等業務 ・食育推進のためのデータベース整備等業務
経産省	<ul style="list-style-type: none"> ・企業におけるダイバーシティ経営の促進に関する実態調査 ・企業における女性活躍推進支援のあり方に関する実態調査 ・企業における女性の活用及び活躍促進の状況に関する調査 ・女性の活躍推進のための家事支援サービスに関する調査 ・家事支援サービスの人材供給拡大の在り方についての調査研究

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組 (3)

3 事業の内訳 (③)

受注機会の増大等を実施した事業、取組等の例

- ・公募要綱内の「主体性」の説明として、「地域の関係者が主体となった実施体制の構築や人材の育成が実施されていること(例えば、女性、若者、高齢者などの多様な主体の参加等)」と記載することで、女性が活躍している事業が選定される機会の増大を図った。
- ・全ての部局が、業者が日常的に出入りする窓口カウンター等に、内閣府作成の啓発資料を掲示した。
- ・省内向け会計業務マニュアルに、女性の活躍推進に向けた取組指針に係る内容を記載し、周知した。
- ・女性の活躍推進に関するパンフレットをホームページ上に公開した。
- ・調達窓口に内閣府作成の「企業向けチラシ」を常時設置し、事業者が内容を確認することができるようにした。

4 設定した評価項目

- ・女性の雇用率、指導的地位(取締役、管理職等)に占める女性
- ・係長相当職の女性の割合
- ・ポジティブ・アクションを企業方針として積極的に取り組んでいることを公表
- ・短時間正社員制度の導入状況
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく取組状況
- ・所定外労働時間の削減・年次有給休暇の取得を全社的取組として明示・推進 ほか

参考資料⑨ 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

	合計	都道府県	政令指定都市
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	42	33	9
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	13	11	2
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	15	6	9
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定	19	15	4
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	6	4	2
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	6	4	2
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	5	2	3
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	1	1	0
(5) その他(内容:)	6	6	0

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定			2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定			3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定			4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定		
	合計	都道府県	政令指定都市	合計	都道府県	政令指定都市	合計	都道府県	政令指定都市	合計	都道府県	政令指定都市
① 役員に占める女性割合に関する項目	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
② 管理職に占める女性割合に関する項目	3	3	0	2	2	0	1	0	1	1	0	1
③ 役員や管理職への女性の登用促進のための	1	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	21	14	7	8	6	2	8	1	7	8	5	3
⑤ 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定	8	6	2	3	2	1	5	1	4	3	1	2
⑥ 仕事と育児・介護を両立するための取組	13	13	0	5	5	0	5	2	3	7	5	2
⑦ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	2	2	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0
⑧ 短時間正社員制度の導入	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
⑨ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	2	2	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0
⑩ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	13	9	4	4	3	1	6	3	3	6	3	3
⑪ その他	13	10	3	3	3	0	6	3	3	9	8	1

(参考)男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度			企業の表彰制度		
	合計	都道府県	政令指定都市	合計	都道府県	政令指定都市
	52	45	7	41	31	10
1 役員に占める女性割合に関する項目	9	8	1	8	6	2
2 管理職に占める女性割合に関する項目	14	10	4	12	7	5
3 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	20	15	5	12	9	3
4 その他「登用促進等」に関する項目	17	13	4	12	8	4
5 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	31	27	4	26	21	5
6 次世代育成支援対策推進法に基づく国の認定(「くるみん」取)	8	6	2	11	9	2
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	39	32	7	32	25	7
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	30	25	5	26	20	6
9 短時間正社員制度の導入	19	17	2	17	13	4
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	21	19	2	22	19	3
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績	12	10	2	12	7	5
12 その他	22	18	4	18	14	4

(備考)「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度)(概要)」(平成27年1月 内閣府男女共同参画局)より作成

参考資料⑩「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画等の課題に係る議論の取りまとめ
～行政、雇用、補助金、公共調達分野のポジティブ・アクションの推進に向けた検討～

平成 24 年 12 月 基本問題・影響調査専門調査会

(以下、公共調達関連部分抜粋)

Ⅱ 各論

4 公共調達分野

国においては会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、地方公共団体は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に基づき公共調達が行われている。

(1) 地方公共団体における取組状況

- 内閣府が平成 24 年 4 月 1 日現在で地方公共団体の取組状況を調査した結果によると、公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス（以下「男女共同参画等」という。）を推進するための項目については、都道府県では 31 団体と約 7 割、政令指定都市では 9 団体と約 5 割の団体が設定を行っており、項目の内容としては①次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を策定、労働局に届出している場合、②地方公共団体独自の男女共同参画等の企業認証制度に基づく認証、登録を受けている場合の 2 項目で全体の約 7 割を占めている。
- また、①物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等を推進するための項目設定、②総合評価落札方式を適用する事業における男女共同参画等に関する項目設定、③男女共同参画等に取り組んでいる企業からの優先調達、指定管理者の公募やプロポーザル方式等の評価項目に設定している事例もある（資料 8）。
- 今回、内閣府が取りまとめた地方公共団体における取組状況をみると、都道府県や政令指定都市における公共工事の競争参加資格審査の項目設定等では取組は進んでいると考えられるが、今後、地方公共団体における取組事例集を活用するなど、さらに地方公共団体における取組が地域の実情に応じて促進されるよう要請すべきである。

(2) 国における競争参加資格審査において男女共同参画等の社会性を評価する項目の設定

- 地方公共団体の予算執行権は地方自治法第 149 条に基づき公営企業を除き、長に所属しているが、国においては会計法の下、分担管理原則により各省各庁の長が予算執行権を有することから、国においては総合政策の立場から公共調達を活用しにくい面があることは否定できない。
- しかし、会計法の原則である「経済性」、「公正性」との関係を考察すると、「経済性」

との関係では男女共同参画等の推進のための評価項目を設定しても有意な程に価格を上昇させる要因になるものではなく、「公正性」との関係でも男女共同参画について配慮することがそれぞれの府省の調達方針に合致する場合には、公正性が阻害されることはない。特に、「社会性」を評価する項目が加点事由にとどまり、それを満たせない業者が直ちに公共調達の競争から排除されるのでなければ、手段の比例性の観点からもそれほど問題視されないとと思われる。

- 会計法を所管する財務省からは、「競争参加資格」について以下の指摘があった。
 - ・競争参加資格は、契約の性質又は目的に応じ、当該契約の履行を確保する上で必要不可欠な項目であり、「経済性」は公正性の観点から価格等の契約条件の有利性のみから判断すべきである。多様な政策目的を競争参加資格とする場合には、①契約の履行の確保に何ら支障のない者の競争参加の機会が剥奪される、②国の政策は多岐にわたるため、競争参加資格に設定する事項が膨大することといった懸念が生じる。
 - ・「経済性」に関して、政策毎の多様な価値を評価しようとする場合には、①具体的な評価の基準や手法の確立が必要、②費用便益の分析に相当なコストが必要という点に留意する必要がある。
 - ・こうした点を踏まえ、地方公共団体において男女共同参画等の社会性を評価しているケースが見受けられるとしても、国において同様の措置を講じる上では改めての検討が必要である。
- 次に、予算決算及び会計令第72条で定める競争参加資格の一指標である「経営の状況」について、一般的に基本法の存在をもって、契約の性質によっては、「男女共同参画等の推進」を「経営の状況」の一指標と解釈することは可能である。しかし、契約の相手方となる者が確実に契約を履行し、公共調達の目的の実現を担保するという点において許容されるものであり、「男女共同参画等の推進」が企業の成長性や持続性に資するとして「経営の状況」の一指標と位置付けることはできない。

なお、契約の附帯的事項として、男女共同参画等の推進に努める旨を盛り込むことを検討してもいいのではないかという意見もあった。
- ただし、「男女共同参画等の推進」という要件は漠然としており、当該要件を競争参加資格における評価項目として設定して、結果として経済面において不利な調達が行われた場合、当該公共調達に配賦された予算に男女共同参画のための費用であることが明示されていないことから、財政民主主義の観点から疑問が提起される。したがって、「男女共同参画等の推進」の内容として、①男女共同参画関連事業を目的とする調達、②男女共同参画への貢献度を考慮することが経済性に矛盾しないかむしろ寄与する調達、といった類型化が必要であるという意見もあった。
- 会計法を所管する財務省からは、「経営の状況」について以下の指摘があった。

- ・「経営の状況」は経営の内容の良否を表す経営比率であり、例えば流動比率、自己資本固定比率、自己資本回転率、売上高純利益率等といったものが考えられるが、契約の履行の確実性を判断するに当たって、企業の成長性そのものは考慮の対象としていないことから、男女共同参画等を推進することが企業の成長性を高めるとしても、会計法が求める契約の履行を確保する上で必要不可欠なものであるとは考え難い。
 - ・したがって、競争参加資格とは経営の規模及び経営の状況に関する事項を定めるものであって、その経営の状況というのは経営の良否を判断する事項と解釈されることから、社会性という概念は含まれない。
- 公共工事の競争参加資格審査の際に活用されている、経営事項審査項目については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づき中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定めることとされている。この経営事項審査の評価の中に、「その他の審査項目」として社会性を評価するものが許容されている。現在、「その他の審査項目」として「国際標準化機構が定めた規格（ISO9001（品質管理）、ISO14001（環境管理））に関する登録の状況」等の社会性を評価する項目が定められているが、当該項目に男女共同参画等の推進を図るための評価項目を追加できるのではないかという意見もあった。

(3) 独立行政法人の発注する公共調達における取組

- 独立行政法人は会計法の適用を受けず、独自に公共調達の取組を進めており、現在、独立行政法人都市再生機構では総合評価落札方式を適用している賃貸住宅管理業務において女性の職域拡大等男女共同参画に係る取組を評価する仕組みを導入している例もある。
- 独立行政法人は各省各庁から独立した組織であり、各省各庁の過度の関与は避け、自律的に業務を行うという点に留意する必要があるが、男女共同参画の施策が国の重要政策の一つに位置づけられていることを鑑みれば、独立行政法人においても男女共同参画等を推進するための取組を進めることが必要である。

(4) 男女共同参画等の方針の策定

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき、中小企業者の受注機会の増大を図るための「国等の契約の方針」を閣議決定することが義務付けられていることを参考にし、基本法を授權規範として、男女共同参画等に積極的に取り組む企業の受注の機会の増大を図るための方針を閣議決定等することも考えられる。

(5) 新たな立法措置を含めた検討

- 男女共同参画施策は平成 13 年の中央省庁等改革において、国の重要政策会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、横断的な課題解決に向け、内閣府で事務を行うこととされた経緯を踏まえ、再度、重要政策として強力に進めていく必要がある。

- 地方公共団体では地域住民の利益を最大にするために必要な政策として必要と判断した場合は、優先調達等の措置を導入している。こうした地方公共団体における取組状況を踏まえ、国においても企業における男女共同参画等への積極的な取り組みを促す観点から、これら企業からの優先調達に向けた取組が必要である。その際、会計法における対応も考えられるが、国においては各省各庁の長が予算執行権を有していることから、特別法の制定によることになるのではないかという意見もあった。
- 現在、中小企業、環境政策等については、会計法とは別の特別法で優先調達が措置され実施されていることを考えると、会計法の公正性、経済性の原則との関係を整理した上で新たな立法措置を講じることが必要であるという意見もあった。
- 新たな立法措置を講じることが必要となった場合の立法の仕組みとしては、①男女共同参画等に積極的に取り組んでいる企業の競争参加資格設定における配慮、②優先調達の二つが考えられるが、その際には、前回の基本問題・影響調査専門調査会報告書でも述べられているとおり、社会的コンセンサスが得られるような「男女共同参画等に積極的に取り組む企業」の基準づくりを行うことが必要である。

例えば、行政と男女共同参画推進協定を締結した事業者というような基準も考えられるが、まずは大企業のみに適用するか、基準は業種毎に異なるものにするかなどの整理も必要である。
- また、時限立法という形で数年間、実験的に契約金額の10%程度は競争参加資格設定に社会性の要件を認めて実施、検証を行うという手法は採用できないかという意見もあった。

参考資料⑪ 公共調達関連法令

1 会計法（平成 22 年法律第 35 号）（抄）

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

2 予算決算及び会計令（平成 22 年勅令第 165 号）（抄）

（交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定）

第九十一条 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約担当官等は、会計法第二十九条の六第二項の規定により、その性質又は目的から同条第一項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4～6 （略）

4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）（抄）

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第六十七条の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲

内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4～6 （略）